

# justax

No.88  
NOV'00

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 実質的なJV構成員の利益分配金

### ●交際費課税の全部取消し●

土木建築業界では、共同企業体を設立して、工事受注の入札を行い、その受注工事の利益金は、共同企業体の出資持分割合（責任割合）により構成員に分配されます。今回は、共同企業の構成員である請求人が、実質的な共同企業体の構成員であるJ社に対する外注費の名目で支出した金額が、工事の利益金の分配か、工事の入札等に際して支出した談合金等として交際費等になるか否かが争われた事例をご紹介します（平成11年12月14日裁決・J58-3-15）。

◎当初、請求人及びF社・G社・J社は、4社で共同企業体を組織して、R町の建設工事の入札への参加を予定していましたが、R町が入札の参加の指名条件を3業者の構成員による共同企業体に限定したため、形式的に、J社を除き3社で、出資持分割合を請求人30%、F社40%、G社30%とするH特定建設工事共同企業体を組織し、R町の平成4年度R町庁舎建設工事及び平成5年度R町庁舎外構及び厚生棟改修・車庫棟建築工事を落札し、同町と工事請負契約を締結しました。

しかし、実質的には、J社を含めた4社の共同企業体で工事の施工をしており、出資持分割合を請求人24%、F社32%、G社24%、J社20%とする旨の合意に基づき、J社に対して工事の一部を下請発注する形式を採用することにより、工事の粗利益の20%相当額（利益金）40,497,330円をJ社が得ることができるようにしました。

◎原処分庁は、J社の利益金は、工事の受注の際のいわゆる降り賃として、共同企業体の入札を有利に進めるための請託に関連して支出された金員であり、建築業者等が工事の入札等に際して支出するいわゆる談合金その他これらに類する費用に該当するとし、利益金に共同企業体における請求人の出資持分割合30%を乗じた金額12,149,199円の外注費を交際費等の額と認定する更正処分を行いました。

◎不服審判所では、次のとおり判断し、J社が得た利益金は、同社が工事に係る共同事業に参加したことに対する対価として得た利益の分配金であると推認されるから、外注費は交際費に該当しないとして、更正処分の全部を取り消しました。

① 建設業者等が、工事の入札等に際して支出する談合

金等は、相手先で収益に計上されているといっても、自己に有利に入札を進めるための不正の請託に関連して支払うものであり、いわば一種の賄賂のごときものであるから贈答その他これらに類する行為のための支出として交際費等に該当する。

② 支出の相手方が、共同企業体の相手方であったとしても、その構成員が実際には、その共同企業体の行う共同事業に参加していない名目上の構成員にすぎない場合には、その支出の趣旨いかんによっては、その支出が交際費等に該当する。

③ 支出の相手方が契約等における形式上は、共同企業体の構成員となっていない建設業者であったとしても、その建設業者が共同企業体の実質上の構成員として共同事業に参加している場合は、その支出は特段の事情のない限り、その共同事業に対する対価としての利益の分配金であると推認され、交際費等には該当しないと解するのが相当である。

④ 共同企業体が工事を請け負うには、J社の技術力が必要であったこと、共同企業体の意思決定機関である運営委員会には、J社より常務取締役が出席していること、その決定に基づき現場の業務運営をする施工委員会には、J社より工事課長が派遣され、工事の着工から完成までの全過程において、現場監督等の業務に従事していること、その工事課長の人件費は、他の3社の施工委員と同様にJ社に支給されていること、J社は、工事の完成から約1年5月後に発生した雨漏りの補修工事に対して、責任割合相当の負担をしていること等から、J社が共同企業体の実質上の構成員として共同事業に参加していたと認められる。

（資料提供 税法データベース編集室）